

埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

＜県外高等学校等専攻科用＞



- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県以外の団体が認可した学校（専攻科）に通われている方向けのリーフレットです。
- 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますので御注意ください。



左記の QR コードから学事課のホームページにお進みいただけます。
インターネットで検索する場合は下記のキーワードを入力してください。

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

電話でのお問い合わせは、「学費軽減ヘルプデスク」までお願いします。
TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

○給付を受けることができる世帯

基準日（原則は令和7年7月1日）現在で以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。

- ① 世帯区分①『非課税世帯』*¹、世帯区分②『105,500円未満である世帯（世帯区分①を除く）』*²、世帯区分③『264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（世帯区分①及び②を除く）』*³のいずれかに該当する世帯である*⁴
- ② 保護者等*⁵が埼玉県内に住所を有している
- ③ 生徒が高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格を有している（特別支援学校を除く）

- * 1 世帯区分①『非課税世帯』とは、私立高等学校等専攻科に通う高校生等があり、保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が、非課税である世帯を指します。
- * 2 世帯区分②『105,500円未満である世帯（世帯区分①を除く）』とは、私立高等学校等専攻科に通う高校生等があり、保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500円未満である①を除く世帯を指します。
- * 3 世帯区分③『264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（世帯区分①及び②を除く）』とは、私立高等学校等専攻科に通う高校生等があり、保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる①と②を除く世帯を指します。
- * 4 令和7年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和7年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。
- * 5 「保護者等」は原則生徒の父母を指しますが、例外もありますので、詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。

○給付額

	世帯区分	給付額
世帯区分①	非課税世帯	52,100円
世帯区分②	105,500円未満である世帯（世帯区分①を除く）	10,420円
世帯区分③	264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（世帯区分①及び②を除く）	10,420円

※ 今年度に早期給付を受給されている場合は、上記の給付額から早期給付で既に支給された額を差し引いた金額が給付額となります。

○申請方法

以下の提出書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

受付期限：令和7年9月5日（金曜日）まで

	提出書類
1	振込口座の通帳等 ※ 金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるもの
2	在学証明書（原則当課指定の様式で学校が作成したもの） ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学が証明したもの
3	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの
4	保護者等全員の令和7年度（非）課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの
5	個人対象要件証明書

○電子申請の対応が難しい場合

以下の提出書類を当課へ送達過程を記録できる方法（簡易書留等）で郵送してください。

受付期限：令和7年9月5日（金曜日）まで（当課必着）

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※ 申請書到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

※ 送達過程を記録できる方法（簡易書留等）以外で郵送し、当課の定める期限までに書類の到着が確認できない場合は、申請を受け付けません。

	提出書類
1	埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書（表・裏）
2	振込口座届 及び 振込口座の通帳等のコピー ※ 金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるもの
3	在学証明書（原則当課指定の様式で学校が作成したもの） ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学期間が証明したもの
4	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの
5	保護者等全員の令和7年度（非）課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの
6	個人対象要件証明書

○課税額の確認方法

令和7年度（非）課税証明書					
賦課期日現在の住所及び氏名		〇〇第〇〇〇号			
令和6年分の所得の内容		所得控除の内容		令和7年度 市・県民税	
給与収入		社会保険料控除		市 民 税	所得割
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割
所得の種類	給与所得	損害保険料控除		県 民 税	所得割
	(以下余白)	配偶者控除			均等割
		配偶者特別控除		年 税 額	
		扶養控除			
		基礎控除		令和7年度課税標準額	
		(以下余白)		総所得分	
				分離課税分	
				扶養等の 内訳	控除対象配偶者の有無
					一 般 普通障害
					特 定 特別障害
					老 人 年 少
所得の合計		繰越控除			

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村役場の窓口等で取得できる（非）課税証明書で確認できます。

※ お住まいの市区町村により、「所得証明書」等、名称が異なる場合があります。

※ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の欄が非課税（0円）の場合、非課税世帯として支給対象になります。

○災害等により制服を喪失・毀損した場合の加算支給について

災害等（自然災害や火災等）により、着用を義務付けられている制服を喪失・毀損し、制服を再度購入した際は、加算支給（81,000 円）の対象となる場合があります。申請方法の詳細は、当課ホームページを御確認ください。

令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）までに非課税世帯等として申請された方が対象となります。

受付期限：令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）まで（当課必着）

以下、家計急変世帯の御案内です。

○給付を受けることができる世帯

以下の(1)(2)の両方を満たしている場合、家計急変世帯として、2 ページの世帯区分に応じた支給額を受給できます。

- (1) 失職（定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外）・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、保護者等全員の令和 8 年度の道府県民税所得割及び県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯等*に相当すると認められる世帯
- (2) 基準日（原則は令和 7 年 7 月 1 日）現在、以下の要件を全て満たしている世帯
 - ア 令和 7 年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯
 - イ 保護者等が埼玉県内に住所を有している
 - ウ 生徒が高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の受給資格を有している（特別支援学校を除く）

* 「非課税世帯等」とは、「○給付を受けることができる世帯」の①『非課税世帯』、②『105,500 円未満である世帯（世帯区分①を除く）』及び③『264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上いる世帯（世帯区分①及び②を除く）』を指します。

※ 令和 7 年度の申請は、令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日に事由が発生した世帯が対象です。

○給付額

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

○申請方法

2、3 ページの提出書類に加えて、5 ページの家計急変世帯が必要な書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

家計急変世帯の受付期限：令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）まで

※ 電子申請の対応が難しい場合は、送達過程を記録できる方法（簡易書留等）で令和 8 年 2 月 20 日（金曜日）まで（当課必着）に郵送してください。

○提出書類（家計急変世帯）

	提出書類	家計急変事由			
		失職・廃業	死亡・離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1	一般申請と同様	2、3 ページに掲載の 全世帯 が必要な提出書類			
2	令和7年度に道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていることを確認する書類	保護者等全員の令和7年度の課税証明書 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの)			
3	急変後の収入・所得を証明する書類	○給与所得者：源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間給与見込証明書 (提出できない場合は、直近3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主：「令和7年分の確定申告書の写し」又は 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」*1*2			
4	急変事由を証明する書類（1）	○給与所得者：雇用保険受給資格者証の写し (提出できない場合は、離職票、退職証明書、退職辞令書等の写し) ○個人事業主：破産手続開始通知書、廃業等届出書等の写し	戸籍全部事項証明書	医師による診断書等の写し かつ 休職証明書の写し	収入減が災害等に起因することを証明できるもの*3
5	急変事由を証明する書類（2）	家計急変事由調査票（電子申請の場合は不要）			

上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

- * 1 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」とは、令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税になると想定される旨を証明したものです。
- * 2 「令和7年分の確定申告書の写し」又は「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」を提出できない場合は、以下の（1）～（3）の書類を全て御用意ください。
 - （1）年間収支見込計算表（様式第16号）
 - （2）直近3か月分の証ひょう書類（売上台帳等）
 - （3）令和6年分確定申告書（写し）
 - ・ 白色申告の場合、「申告書第一表」及び「収支内訳書」
 - ・ 青色申告の場合、「申告書第一表」及び「青色申告決算書」
- * 3 罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）等。

非課税相当の目安 3人世帯：年収約 221 万円未満 4人世帯：年収約 271 万円未満 5人世帯：年収約 321 万円未満
--

※ 上記の目安年収に該当しない場合及び「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が世帯区分⑥又は⑦である世帯」の年収見込は、個別に当課学費軽減ヘルプデスクへ御確認ください。